

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

徳島厚生年金 事案317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年8月1日まで
昭和28年3月にA社（現在は、B社）に入社して以降、転勤はあったものの、平成6年11月に退職するまでずっと同社で勤務していた。
申立期間については、同社C支店において勤務していたことは間違いないため、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人の人事記録及び雇用保険被保険者記録により、申立人が昭和28年3月24日（同日付けで同社C支店に配属）から平成6年11月29日までA社及びB社に継続して勤務していることが確認できる。

また、申立人が同期入社しほぼ同時期に同じC支店に配属されたとするD氏（故人）は、昭和28年4月1日に申立事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の1年先輩で同じC支店に勤務していたE氏は、「申立人は、D氏とほぼ同時期にC支店に配属され、長期間休むというようなこともなかった。」と供述している。

さらに、申立事業所からは、「申立期間当時から、従業員全員を厚生年金保険に加入させることにしていたため、給与計算時に申立人のみ保険料を控除していないということはないと思われる。なお、昭和28年3月に入社した従業員の厚生年金保険被保険者資格取得日は、同年4月1日付けとしていた模様である。」との回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の昭和28年4月の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和32年7月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月30日から同年8月1日まで

私は、昭和32年7月30日付けでA社（現在は、C社）D支店から同社B支店に異動したにもかかわらず、B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日が同年8月1日とされており、申立期間が未加入期間となっている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管している申立人の人事記録及び同社への照会結果並びに雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間の前後を通じてA社に継続して勤務し（昭和32年7月30日付けで同社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和27年7月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月5日から同年12月4日まで

私は、昭和27年7月5日付けでA社（現在は、C社）本店から同社B支店に異動したにもかかわらず、B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日が同年12月4日とされており、申立期間が未加入期間となっている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管している申立人の人事記録及び同社への照会結果により、申立人が申立期間の前後を通じてA社に継続して勤務し（昭和27年7月5日付けで同社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

徳島厚生年金 事案320

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月28日から47年1月1日まで

私は、昭和43年から平成20年まで継続してB社（申立期間当時の社名はA社）で勤務した。

申立期間についても、いつもと変わらず厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険被保険者記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和47年1月1日に同社C工場から同社D工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和47年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを46年12月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が46年12月28日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島厚生年金 事案321

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月28日から47年1月1日まで

私は、昭和43年から平成21年まで継続してB社（申立期間当時の社名はA社）で勤務した。

申立期間についても、いつもと変わらず厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険被保険者記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和47年1月1日に同社C工場から同社D工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和47年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを46年12月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が46年12月28日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島厚生年金 事案322

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月から33年12月まで

ねんきん特別便が来たときに詳しく調べてもらったところ、A社で一緒に勤めていた同郷の同僚（B氏）に厚生年金保険の加入記録があるのに、私には加入記録が無いことを知った。私は、当時、A社で勤務していた同郷の同僚の中で、当該事業所に最も長く勤めていたので、厚生年金保険加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人からの事情聴取結果及び複数の同僚の供述により、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、i) 申立人及びB氏から申立事業所における同郷の同僚として名前が挙げられた10名（申立人及びB氏を含む）のうち、申立事業所の被保険者名簿において厚生年金保険加入記録が確認できるのはB氏のみであり、申立人を含めた同僚9名の氏名等は確認できないこと、ii) B氏を含む複数の同僚が、「申立事業所は、厚生年金保険への加入を従業員の希望を聞いた上で決めていた。」と供述していることから、申立事業所は、当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名等は無い。

さらに、申立事業所は昭和34年に全喪している上、当時の事業主も既に死亡しており、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案323

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から52年6月まで

私は、友人に誘われA社B支社C支部に入社し、申立期間のうち24か月程度勤務した。

当該事業所で一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険加入記録があるにもかかわらず、私の厚生年金保険加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び同僚の年金記録により、申立人が申立事業所に勤務していた期間は、長くとも昭和51年2月から同年7月までの6か月間しか推認することができない上、勤務期間に係る申立人の記憶も曖昧であることから、勤務期間の始期及び終期を特定することができない。

また、複数の同僚の供述及び同僚の年金記録により、申立事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、被保険者原票によると、申立事業所において昭和47年8月1日から52年8月8日までに資格取得された健康保険番号の記録に、申立人の氏名等は無く、欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。